

寝屋川市グランマイスター倶楽部人材育成支援金交付要綱

(目的)

第1条 寝屋川市内（以下「市内」という。）の認可保育施設及び介護事業所（以下「市内事業所」という。）における人材の確保を推進し、保育及び介護サービスの安定供給に資するため、寝屋川市（以下「市」という。）が主催する子育て支援員研修課程及び介護職員初任者研修課程を修了した者で寝屋川市グランマイスター倶楽部事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）における無料職業紹介事業により市内事業所にて就労することの就労契約を締結した者に対して資格取得支援補助金等（寝屋川市グランマイスター倶楽部人材育成支援金（以下「人材育成支援金」という。））を交付することについて、寝屋川市補助金等交付規則（平成12年寝屋川市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子育て支援員研修課程

国が定める「子育て支援員研修事業実施要綱」に基づき実施する「子育て支援員研修」のうち、地域保育コース「地域型保育」をいう。

(2) 介護職員初任者研修課程

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に掲げる研修のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。

(3) 無料職業紹介事業・求人者・求職者

実施要綱で用いる用語の例による。

(4) 就労契約

無料職業紹介事業により、求人者と求職者が給与、就労期間、就労時間等の労働条件について互いに合意し、求人者が求職者に採用を伝え、求職者からもその承諾が得られており、法的に労働契約が成立している状態のことを

いう。

(5) 保育分野マッチング成立者

市内の認可保育施設にて就労することの就労契約を締結した求職者をいう。

(6) 介護分野マッチング成立者

市内の介護事業所にて就労することの就労契約を締結した求職者をいう。

(7) 就労契約書

就労契約を証明する書類をいう。

(8) 就労契約締結日

求人者と求職者が就労契約を締結した日をいう。

(9) 就労期間

就労契約における就労期間をいう。

(補助対象者等)

第3条 人材育成支援金の対象となる者は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める要件を全て満たす者とする。

(1) 保育人材育成支援金

ア 保育分野マッチング成立者

イ 市が主催する子育て支援員研修課程を修了した者

ウ 就労契約締結日以降、市内の認可保育施設で 12 か月を超えて就労する予定の者

エ 過去に保育人材育成支援金の交付を受けたことがない者

(2) 介護人材育成支援金

ア 介護分野マッチング成立者

イ 市が主催する介護職員初任者研修課程を修了した者

ウ 就労契約締結日以降、市内の介護事業所で 36 か月を超えて就労する予定の者

エ 過去に介護人材育成支援金の交付を受けたことがない者

(補助金の額等)

第4条 人材育成支援金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる補助

金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 保育人材育成支援金

ア 教材費補助金 実費相当額

イ 資格取得支援補助金 50,000 円

(2) 介護人材育成支援金

ア 資格取得支援補助金 150,000 円

2 第1項各号に規定する補助金の交付は、補助金の種類ごとに1人当たり1回限りとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 人材育成支援金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請及び実績報告を行うため、次の各号に定める書類を添えて、第3条の要件を満たした日から3か月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 寝屋川市グランマイスター倶楽部人材育成支援金申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 寝屋川市グランマイスター倶楽部人材育成支援金誓約書（様式第2号）
- (3) 市が主催する子育て支援員養成研修課程又は介護職員初任者研修課程を修了したことを証する書類（研修修了証明書等）の写し
- (4) 就労契約書（就労契約締結日がわかるもの）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の決定及び確定)

第6条 市長は、第5条の規定により申請を受けたときは、申請書類の内容を審査の上、交付すべき補助金の額を決定及び確定し、寝屋川市グランマイスター倶楽部人材育成支援金交付決定・確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により通知を受けた者は、寝屋川市グランマイスター倶楽部人材育成支援金請求書（様式第4号）を市長に提出し、人材育成支援金を請求

するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、人材育成支援金を交付するものとする。

(標準処理期間)

第8条 第7条に規定する補助金の決定及び確定に係る標準処理期間は申請から30日以内とする。

- 2 前条第2項に規定する補助金の交付に係る標準処理期間は請求から30日以内とする。

(補助金の交付の条件及び返還)

第9条 市長は、人材育成支援金の交付及び確定の決定をする場合においては、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に掲げる条件等を付すものとする。

(1) 保育人材育成支援金

ア 返還条件

第7条に規定する補助金の決定及び確定に係る通知を受けた者が、市内認可保育施設における継続就労期間が就労契約締結日から起算して12か月に満たない場合（死亡その他の理由により市長が特に認める場合を除く。）は、交付された保育人材育成支援金を返還しなければならない。

イ 継続就労期間の特例

就労者が退職した場合、または休暇取得以外の事由により一定期間継続した就労がない（連続31日を超えて就労がない）場合においても、次の(ⅰ)及び(ⅱ)に掲げる場合は継続した就労とみなす。ただし、当該継続した就労がない期間（継続した就労とみなす期間）は継続就労期間の算定において除外する期間とする。

(ⅰ) 就労契約を締結した市内認可保育施設を退職し、他の市内認可保育施設で就労契約を締結した場合

(ⅱ) 心身の故障、災害、その他やむを得ない事由により就労が困難であると市長が認めた場合

ウ 継続就労期間の特例を認める期間

イに規定する継続した就労とみなす期間は 12 か月を上限として認めるものとする。

(2) 介護人材育成支援金

ア 返還条件

第 7 条に規定する補助金の決定及び確定に係る通知を受けた者が、市内介護事業所における継続就労期間が就労契約締結日から起算して 36 か月に満たない場合（死亡その他の理由により市長が特に認める場合を除く。）は、交付された介護人材育成支援金を返還しなければならない。

イ 継続就労期間の特例

就労者が退職した場合、または休暇取得以外の事由により一定期間継続した就労がない（連続 31 日を超えて就労がない）場合においても、次の(7)及び(4)に掲げる場合は継続した就労とみなす。ただし、当該継続した就労がない期間（継続した就労とみなす期間）は継続就労期間の算定において除外する期間とする。

(7) 就労契約を締結した市内介護事業所を退職し、他の市内介護事業所で就労契約を締結した場合

(4) 心身の故障、災害、その他やむを得ない事由により就労が困難であると市長が認めた場合

ウ 継続就労期間の特例を認める期間

イに規定する継続した就労とみなす期間は 12 か月を上限として認めるものとする。

2 第 7 条の補助金の決定及び確定に係る通知を受けた者は、市長が定める期日までに次の各号のいずれかに該当した場合は、遅滞なくその旨を市長に届け出るものとする。

(1) 就職支援補助金交付決定者の住所又は氏名に変更が生じた場合

(2) その他重要な事項に変更が生じた場合

3 市長は、補助対象者が不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定及び確定を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

(就労実績の報告)

第 10 条 第 7 条に規定する補助金の決定及び確定に係る通知を受けた者は、前条に規定する継続就労期間を報告するため、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める期間について、当該各号に定める書類を当該各号に定め期日までに、市長に提出するものとする。

(1) 保育人材育成支援金

ア 継続した就労を証明する期間

就労契約締結日から 1 年間

イ 提出書類

就労実績を証する書類（寝屋川市グランマイスター倶楽部保育人材育成支援金就労証明書（様式第 5 号））

ウ 提出期日

就労契約締結日から 1 年を経過した日から 30 日以内

(2) 介護人材育成支援金

ア 継続した就労を証明する期間

1 月から 12 月までの 1 年間

イ 提出書類

就労実績を証する書類（寝屋川市グランマイスター倶楽部介護人材育成支援金就労証明書（様式第 6 号））

ウ 提出期日

1 月から 12 月までの 1 年間の翌年の 3 月末日まで

(調査等)

第 11 条 市長は、補助金の交付に係る適正を期するために必要があると認めるときは、補助対象者に報告、又は職員に必要書類の調査及び関係機関や関係者への事情聴取をさせることができる。

(委任)

第 12 条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 27 日から実施する。